

資 料

平成24年3月2日
国 税 庁

目次

1. 国税庁の組織

2. 賦課の現状

- 所得税の対象者・税額計算
- 所得税の申告・納付手続
- 個人・法人の申告件数
- 税務調査
- 個人・法人実調率の推移
- 査察

3. 徴収の現状

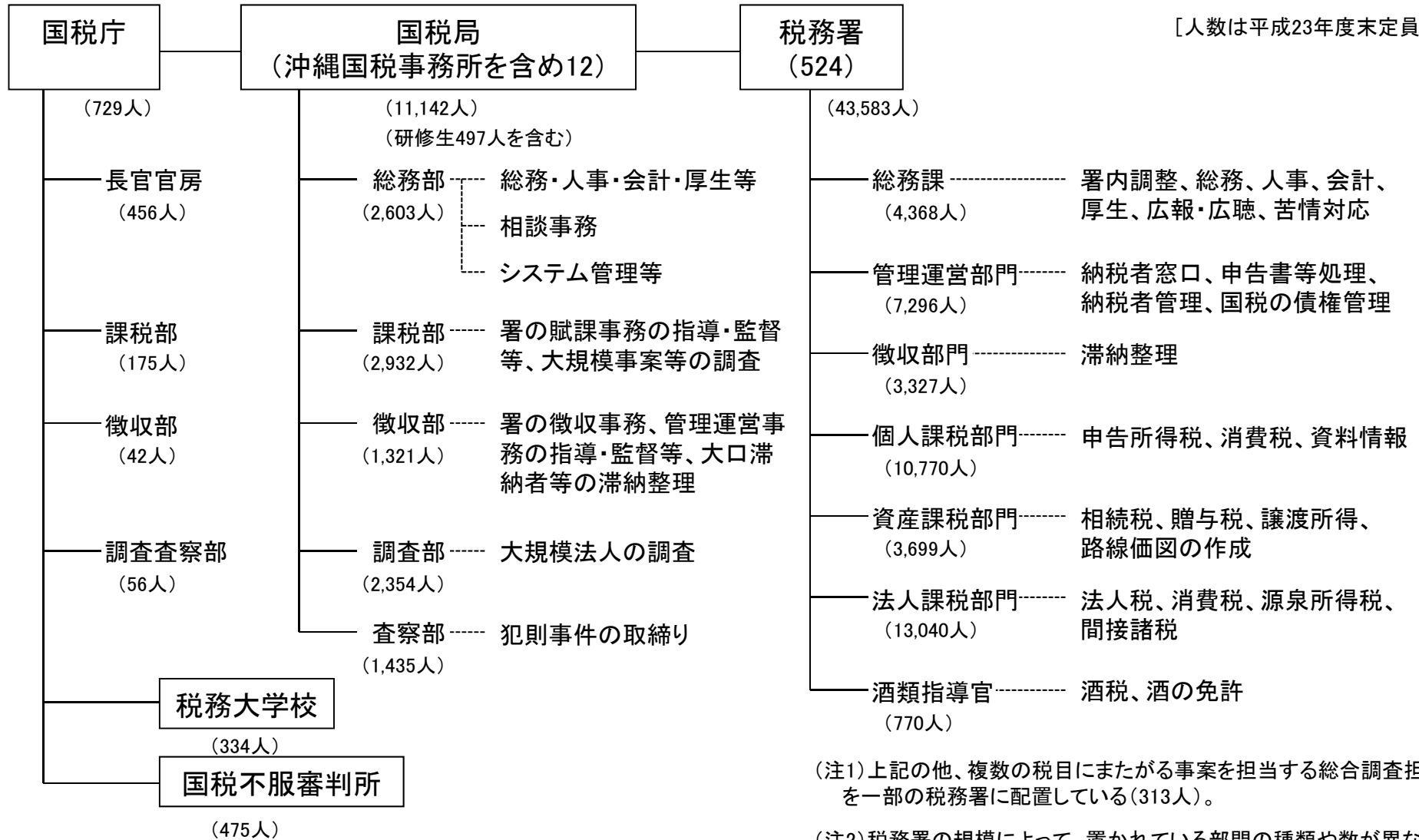
- 国税債権の法的性格
- 国税の納付方法
- 滞納整理の実施手順
- 国税の滞納発生状況
- 国税滞納の推移
- 滞納整理の状況

4. 情報の収集・管理

- 個人の所得情報の把握
- 情報交換の状況
- 番号制度の導入

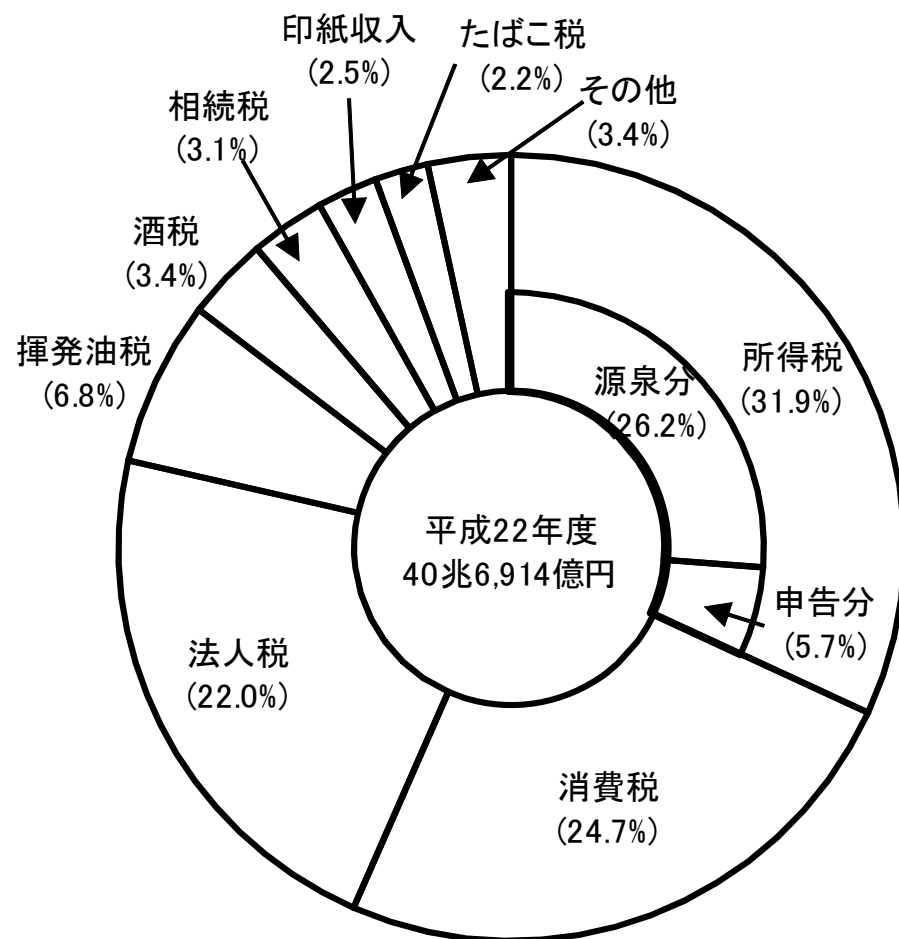
1. 国税庁の組織

[人数は平成23年度末定員]



(参 考)

平成22年度 税目別の租税及び印紙収入決算額

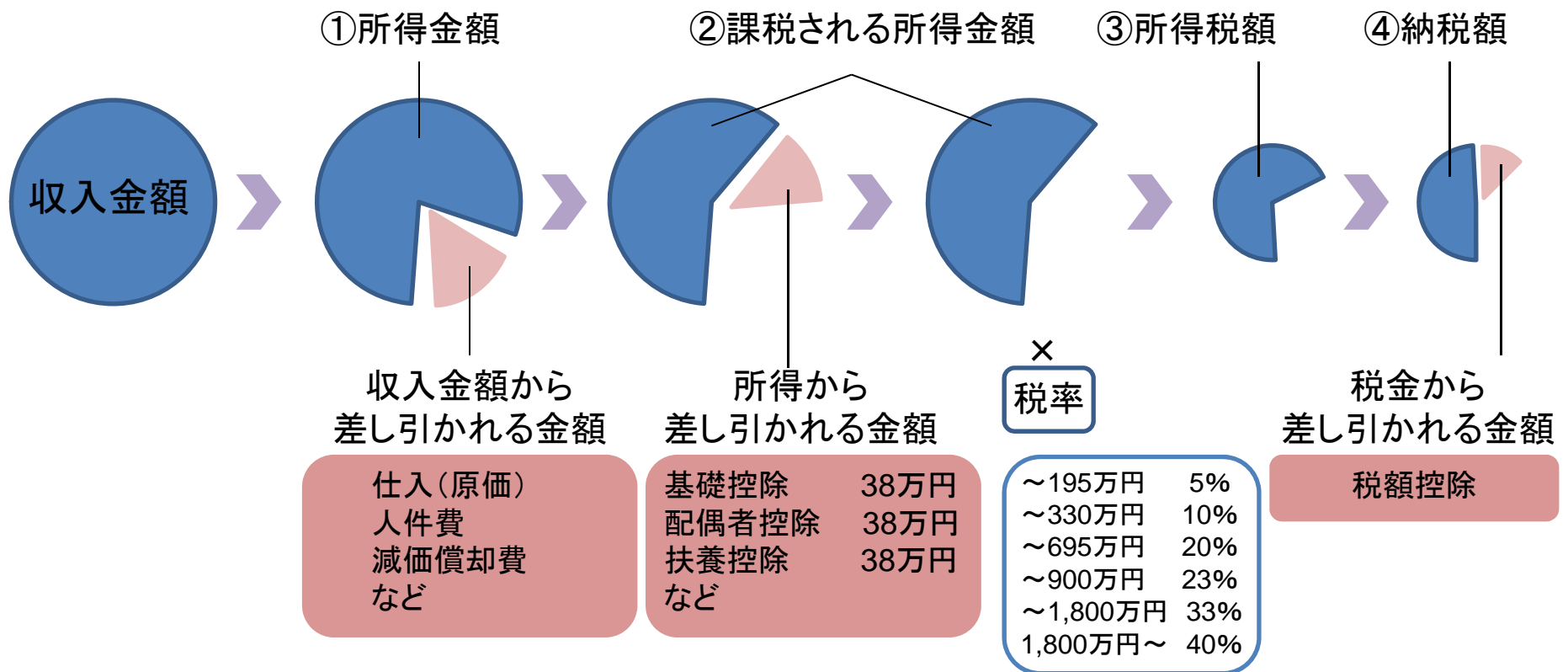


区 分	平成22年度	構成比
	億円	%
所 得 税	129,844	31.9
源 泉 分	106,770	26.2
申 告 分	23,073	5.7
消 費 税	100,333	24.7
法 人 税	89,677	22.0
揮 発 油 税	27,501	6.8
酒 税	13,893	3.4
相 続 税	12,504	3.1
印 紙 収 入	10,240	2.5
た ば こ 税	9,077	2.2
そ の 他	13,845	3.4
計	406,914	100.0

(注)関税・とん税を除く。

2. 賦課の現状(所得税の対象者・税額計算)

- 所得税の対象となるのは、所得の種類にかかわらず、課税最低限以上の所得を得ている者である。
- 所得税の計算方法は以下のとおり。



2. 賦課の現状(所得税の申告・納付手続)

【給与所得者】

○ 給与所得者については、基本的に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額が8万8千円以上である場合、国内において給与を支払う者(源泉徴収義務者)が納付書に所得税徴収高計算書を添付して、納付期限までに源泉所得税を納付する。

(注)平成23年6月末における給与所得の源泉徴収義務者は約362万。

○ 年間の給与支払額が2,000万円以下の者については、年末調整により精算されるため、多くの給与所得者は確定申告が不要。

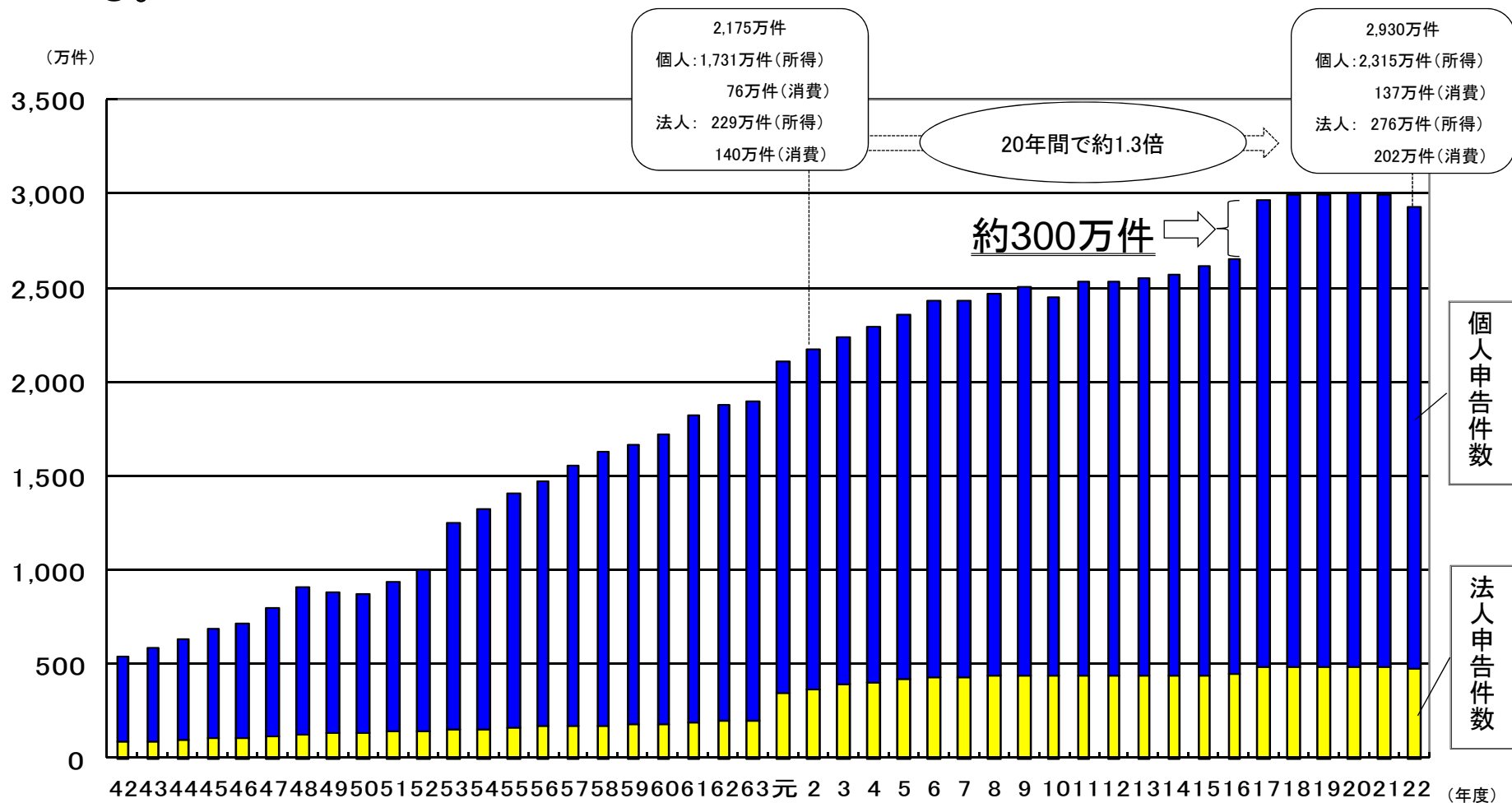
○ 給与収入が2,000万円を超える場合や、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合、2か所以上から給与を受けている場合などは、確定申告をすることが必要。

【給与所得者以外】

○ 給与所得者以外(事業所得者など)については、個人の1年間に生じた全ての所得金額とそれに対する所得税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出し、所得税を納付する。

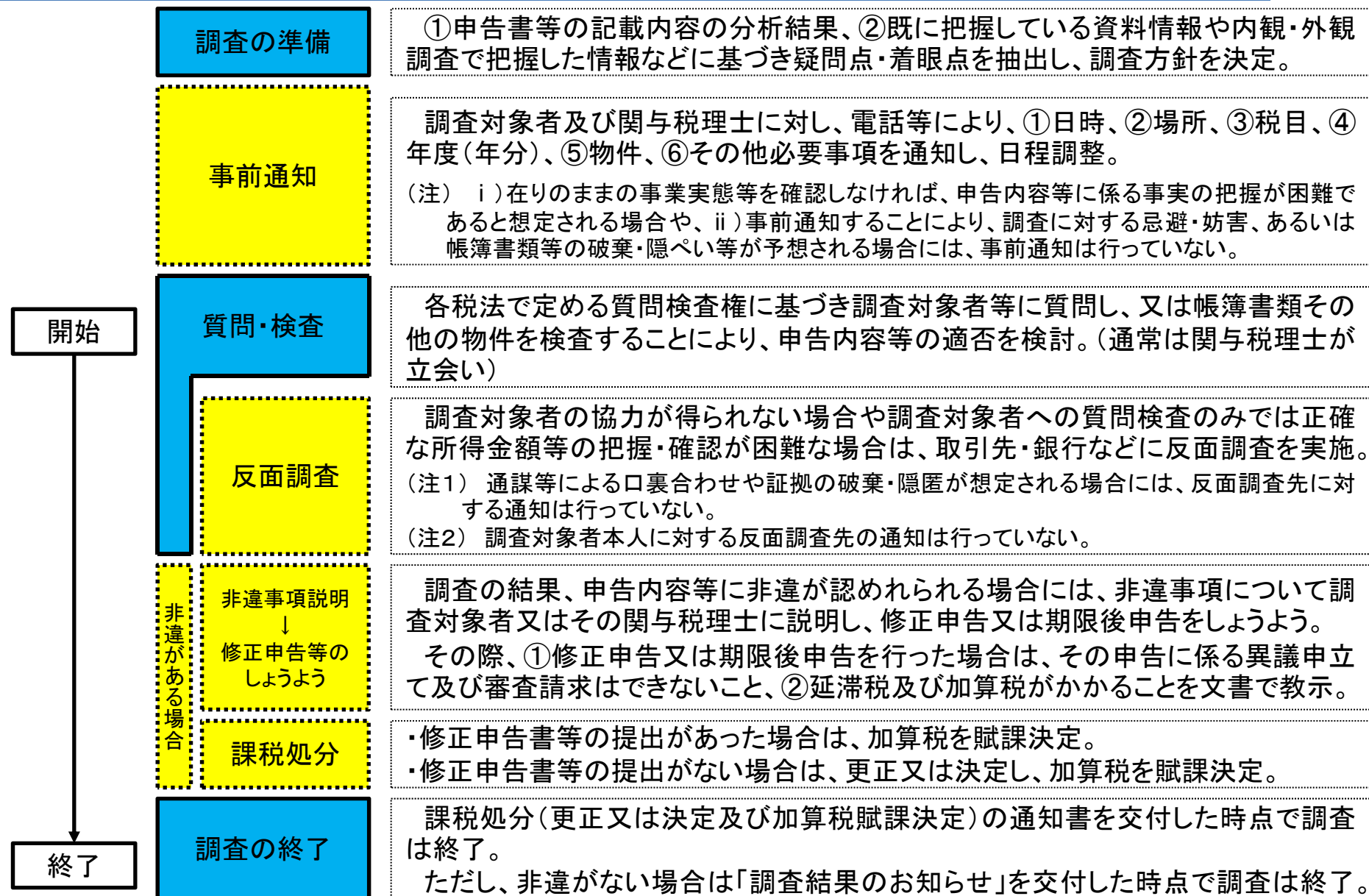
2. 賦課の現状(個人・法人の申告件数)

- 個人・法人の申告件数は20年間で約1.3倍に増加。特に平成17年度は消費税免税点引下げや公的年金等控除の見直し等の税制改正に伴い、約300万件増加している。



(注) 所得税は各年分の件数、法人税は平成19年までは各事務年度(7月1日～6月30日)中に申告期限が到来したものに係る件数であり、平成20年以降は4月から翌年3月末までに終了した事業年度に係る件数、消費税は各年度(4月～3月)中に課税期間が終了したものに係る件数を計上。

2. 賦課の現状(税務調査)



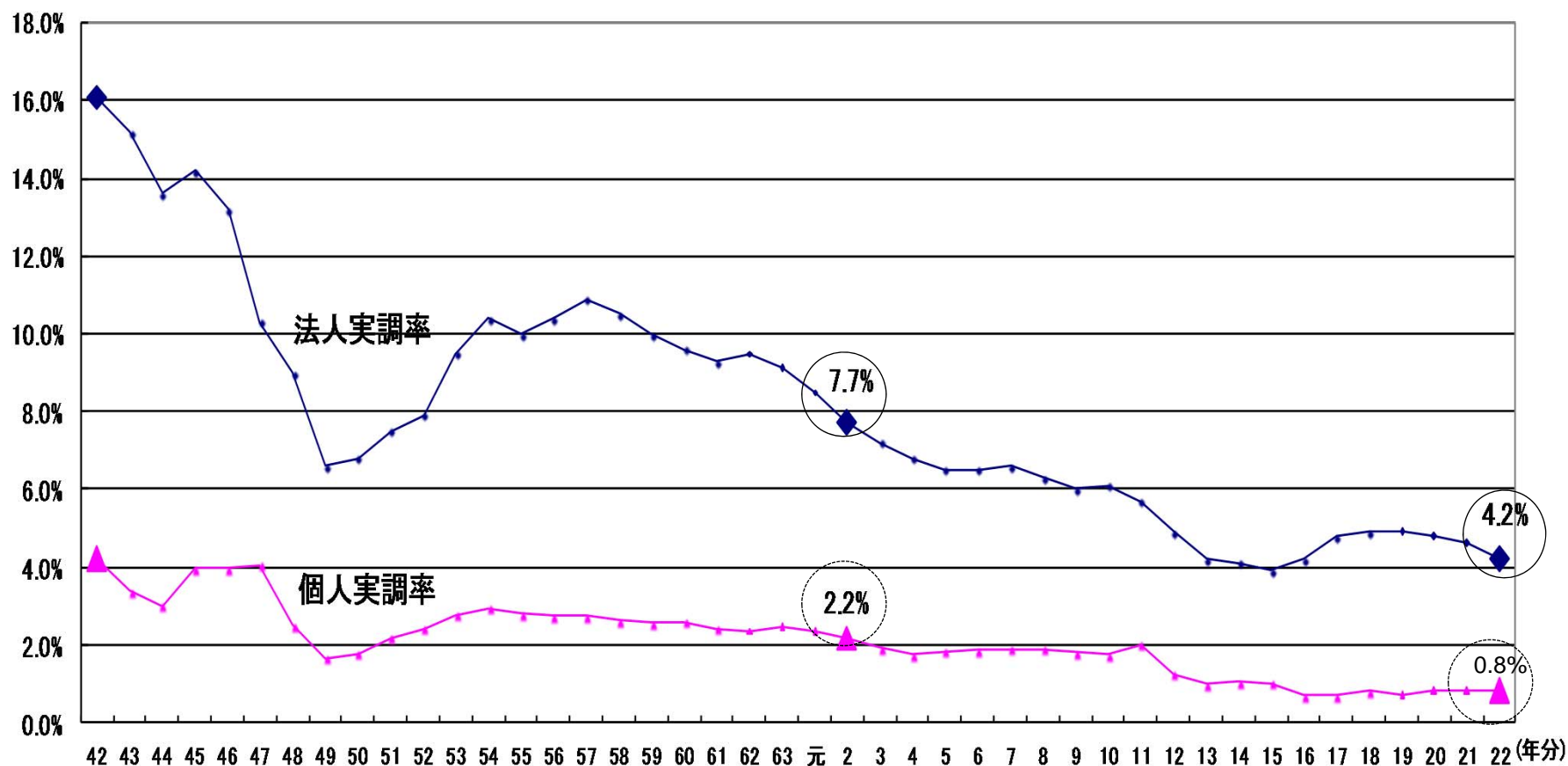
(注) 手続の透明性及び納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、税務調査手続が国税通則法において法定化されており、平成25年1月1日以後から適用される。

2. 賦課の現状(個人・法人実調率の推移)

- 個人実調率は20年前と比較して、約3分の1に低下。
- 法人実調率は20年前と比較して、約2分の1に低下。

(実調率)

個人実調率、法人実調率の推移



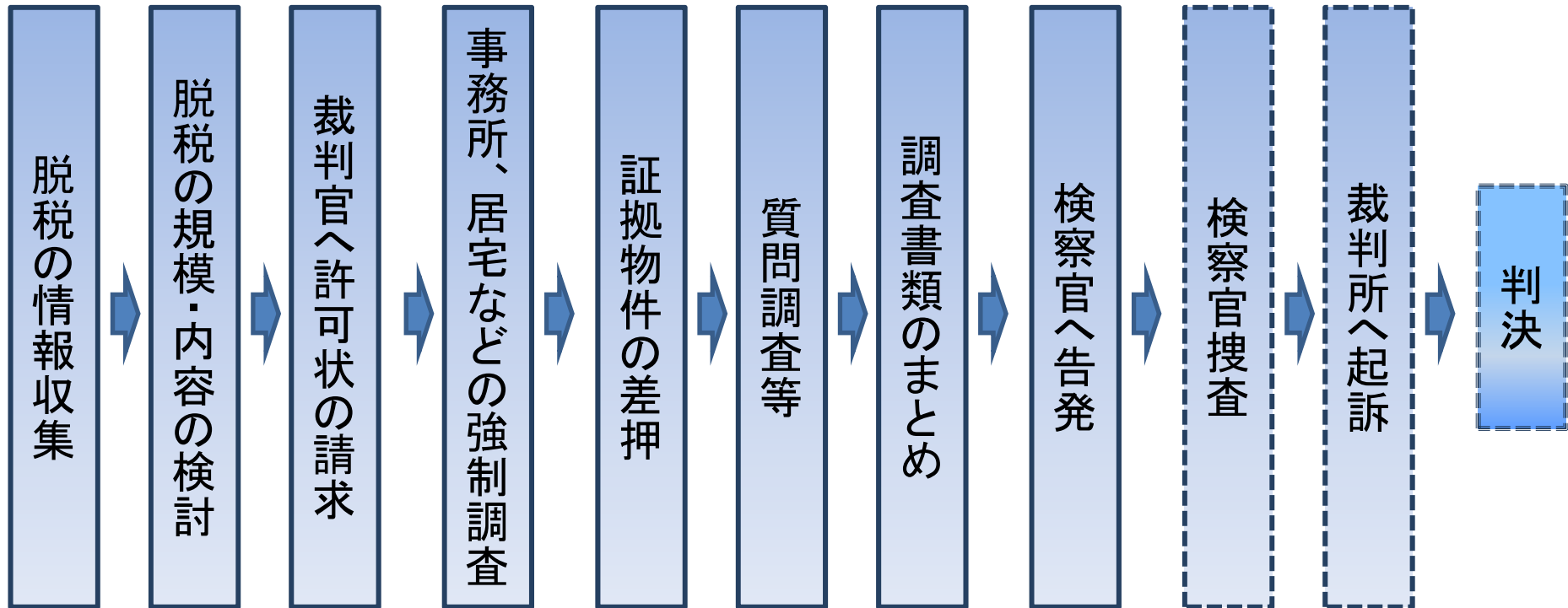
(注1)「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したものの。

(注2)「個人実調率」は、実地調査(着眼調査を除く)の件数を税額のある申告を行なった納税者数で除したものの。

なお、着眼調査を含めると、平成22年分の「個人実調率」は1.3%となる。

2. 賦課の現状(査察)

○ 査察事務の流れ



○ 査察調査の状況

(平成22年度)

処理件数	告発件数	脱税額(告発分)	
		億円	1件当たり 百万円
件 216	件 156	億円 213	百万円 137

3. 徴収の現状（国税債権の法的性格）

	国税債権の法的性格
性 質	負担と給付は連動しておらず、負担した税額と公共サービスの受益とは直接的には無関係である。
債権の優先徴収権	原則として、国税は、納税者の総財産について、全ての公課その他の債権に先だって徴収する。
徴収権の消滅時効	5 年
延滞税の取扱い	<ul style="list-style-type: none">○ 法定納期限までに完納しないときは、延滞税を納付しなければならない。○ 延滞税の割合<ul style="list-style-type: none">・納期限の翌日から2月を経過する日まで 年4.3%（平成24年）・納期限の翌日から2月を経過した日以後 年14.6%
督促状の送付	義務規定 （納期限から50日以内に督促しなければならない。）

3. 徴収の現状（国税の納付方法）

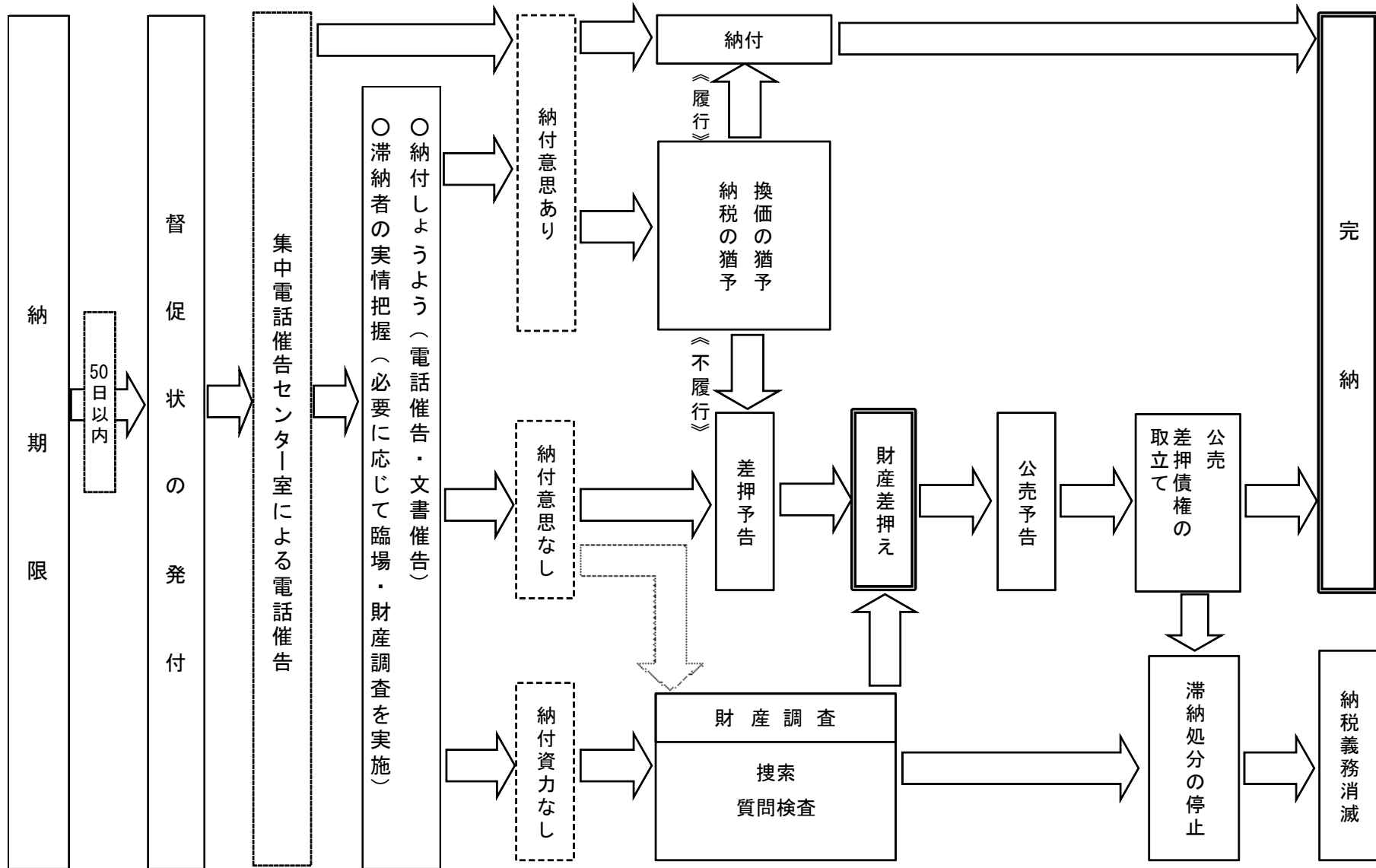
- 納税者利便を向上させるために、コンビニ納付や電子納税を導入するなど、納付手段は多様化している。
- 税務署の窓口における納付件数は、全体の4.9%（平成22事務年度）。

納付手段別の納付件数

（単位：万件）

納付手段	金融機関窓口	振替納税	税務署窓口	コンビニエンスストア	電子納税	合計
納付件数	2,984	610	195	113	106	4,009
割合	74.5%	15.2%	4.9%	2.8%	2.6%	100.0%

3. 徴収の現状（滞納整理の実施手順）



3. 徴収の現状（国税の滞納発生状況）

- 国税はそのほとんどが期限内に収納されており、平成22年度の滞納発生割合（金額ベース）は1.6%である。

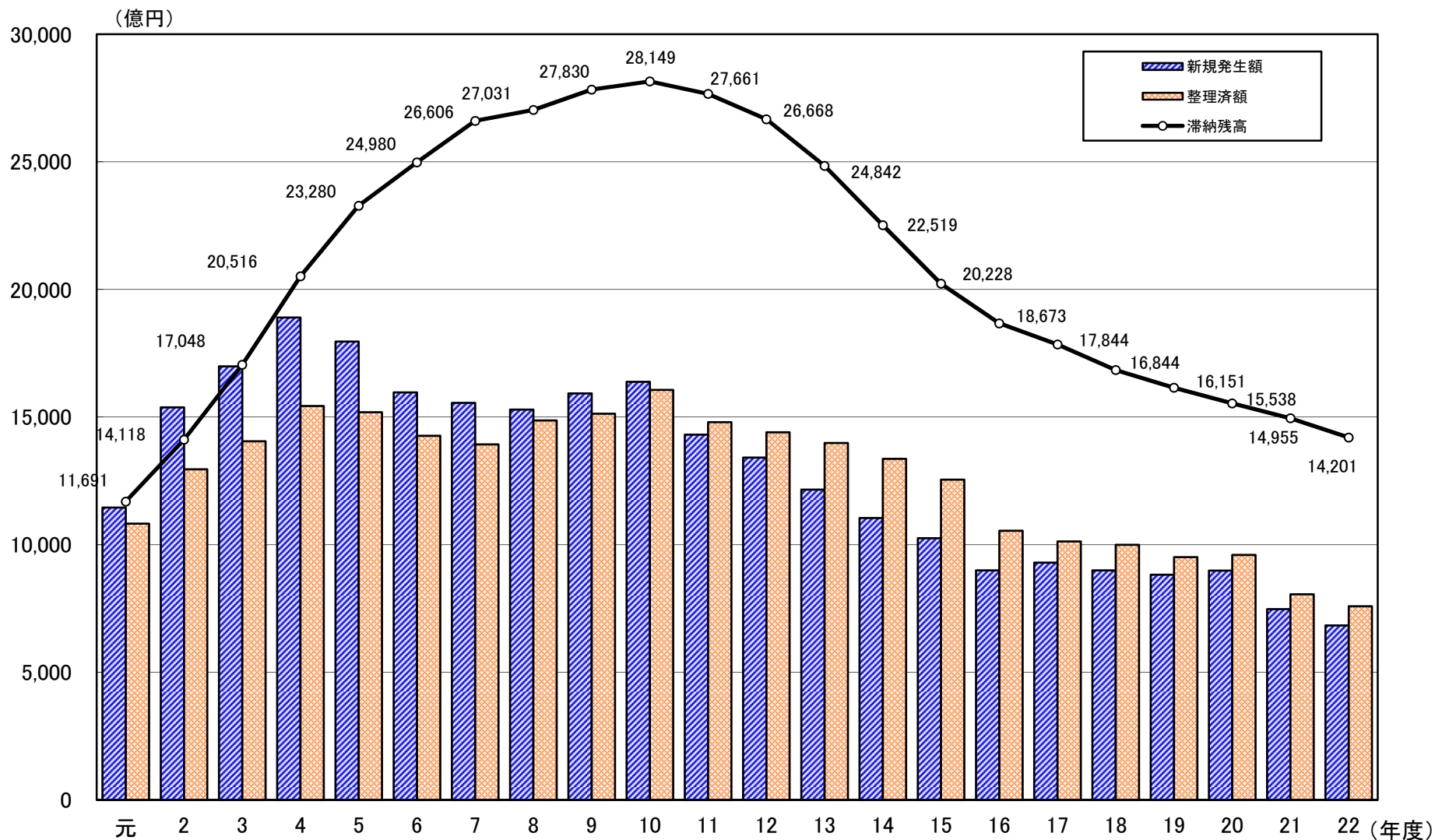
税目別滞納発生割合（平成22年度）

（単位：億円、%）

区分	徴収決定済額(A)	新規発生滞納額(B)	滞納発生割合(B/A)
源泉所得税	125,162	702	0.6
申告所得税	25,374	1,265	5.0
法人税	101,090	1,025	1.0
消費税	100,628	3,398	3.4
相続税	15,391	434	2.8
その他税目	57,821	13	0.0
全税目合計	425,466	6,836	1.6

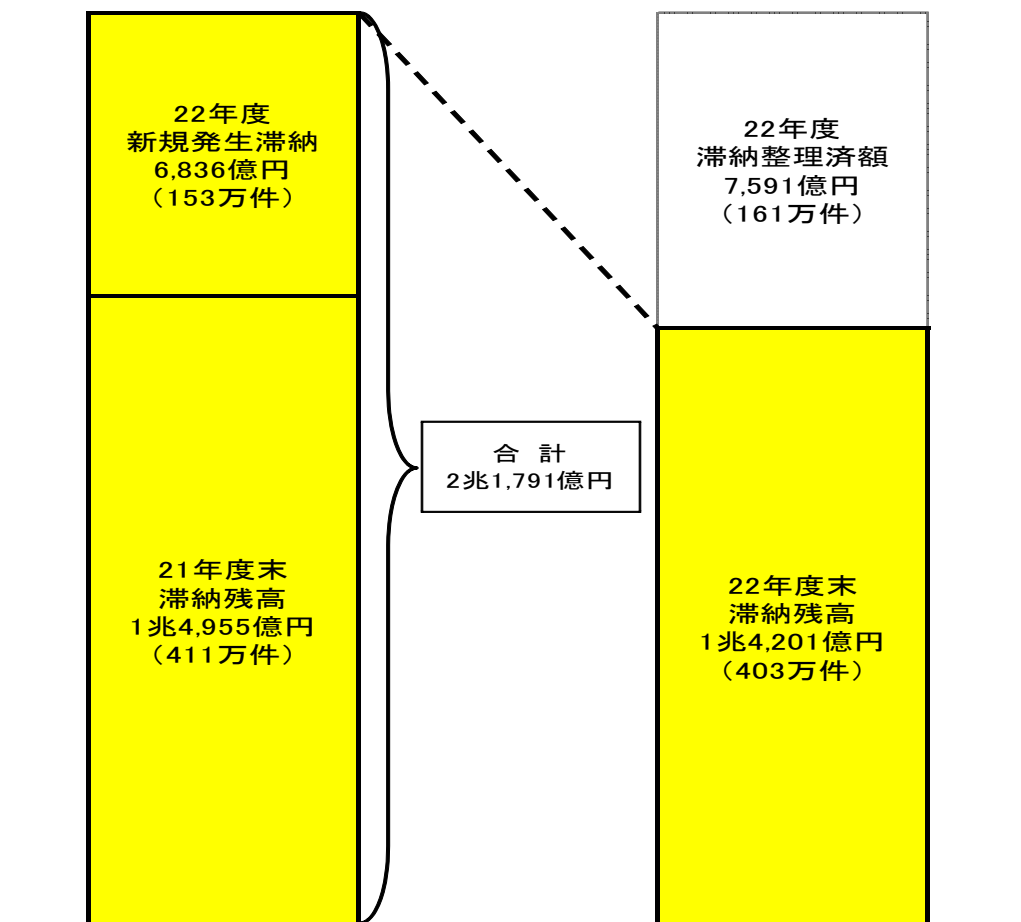
3. 徴収の現状(国税滞納の推移)

○ 国税の滞納金額は平成11年度から12年連続で減少しているが、依然として高水準にある。



3. 徴収の現状（滞納整理の状況）

- 平成22年度において、新たに6,836億円（153万件）の新規滞納が発生する一方、7,591億円（161万件）の滞納整理を実施した結果、年度末における滞納残高は1兆4,201億円（403万件）となっている。



4. 情報の収集・管理（個人の所得情報の把握）

- 個人で確定申告を行っている者については、各人別に、申告書に記載されている所得情報を保有している（約2,315万人（平成22年分））。
- 源泉徴収されている給与所得者については、源泉徴収義務者に対して、年間給与500万円超等の者に係る源泉徴収票（法定調書）の提出を義務付けており、それらの者については源泉徴収票に記載されている給与所得に関する情報を保有している（約1,967万人分（平成22事務年度））。
ただし、給与所得に関する情報のみであるため、各人別の所得情報としては断片的であることに留意。

（注1）源泉徴収義務者が提出する所得税徴収高計算書には、支払年月日・人員・支給額（総額）・税額（総額）などが記載されているが、各人別の所得情報は記載されていない。そのため、法定調書の提出がなされない源泉徴収されている給与所得者で年間給与500万円以下等の者については、確定申告がなされていない限り、各人別に給与所得に関する情報を保有していない。

（注2）民間事業所の給与所得者は約5,415万人（平成22年分民間給与実態統計調査）であるが、国税庁が一定の所得情報を把握している給与所得者は約2,700万人（推計）。その内訳は、上記の法定調書の提出を受けている者（約1,967万人分）の他、年間給与所得500万円以下の者で確定申告している者（約700万人（推計））である。

- なお、給与所得以外についても、特定の支払いに関する法定調書（例：不動産の使用料等の支払調書）が提出されている場合、その法定調書に記載されている所得情報を保有しているが、各人別の所得情報としては断片的であることに留意。15

4. 情報の収集・管理(情報交換の状況)

○ 国税庁は、適正・公平な課税の実現のため、法令に基づき、次のような情報について他省庁・地方公共団体から提供を受けている。

- ・ 登記情報(法人の設立や解散等、所有権移転登記) [法務省]
- ・ 公的年金等の源泉徴収票 [日本年金機構]
- ・ 捜査過程において把握した、申告もれ等、適切な課税のために必要な情報(課税通報) [警察]
- ・ 都道府県が自主決定した個人事業税に係る所得金額や市町村が自主決定した市町村民税に係る所得金額、死亡等の市町村長等への届出に関する情報 [地方公共団体]

○ 国税庁は、法令に基づき、次のような情報を地方公共団体に提供している。

- ・ 所得税の申告書データ(収入金額・所得金額・所得控除・所得税額等)
- ・ 法人税・消費税の更正・決定に係る所得金額・税額

4. 情報の収集・管理(番号制度の導入)

- 本年2月14日に国会提出されたマイナンバー法案において、国税庁は法人付番事務を行うこととされている。
- 番号制度の導入により、国税当局に提出される書類に番号が記載されることから、番号をキーとして法定調書の名寄せや申告書との突合がより正確かつ効率的に行えること等から所得把握の適正化・効率化が期待できる。
- なお、番号を利用しても、事業所得や海外資産・取引の把握には限界があることに留意が必要。

(注1) 一般消費者を顧客とする自営業者のすべての売上げなどを把握することは現実的でないこと、また、支出が経費に当たるかどうかの認定にあたっては個別の判断を要すること等の問題がある。

(注2) 社会保障・税番号大綱(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)[抜粋]

第2 基本的な考え方

5. 番号制度の可能性と限界・留意点

(2) 番号制度の限界

一方、そのような制度改革と併せても、全てが完全に実現されるわけではない。例えば、全ての取引や所得を把握し不正申告や不正受給をゼロにすることなどは非現実的であり、また、「番号」を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界がある。